

第2回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年8月5日（水）午後1時27分から午後3時07分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 172会議室

3 出席委員（23人）

1番	清水 静 枝	2番	浦恩城 由 子
4番	寺 崎 正 親	5番	小 池 清 樹
6番	堀 米 登	7番	今 井 隆
9番	白 石 安 義	10番	野 尻 誠
11番	中 沢 幸 子	12番	山 田 孝 夫
13番	天 田 晃	14番	戸 塚 英 子
15番	塚 越 尚 紀	16番	永 井 保 伸
17番	石 川 大 輔	18番	加 藤 精 一
19番	福 田 敬 一	20番	西 山 康 雄
21番	高 瀬 純 一	22番	松 本 敦 史
23番	新 井 元	24番	設 楽 明 志
25番	金 井 政 明		

4 欠席委員（2人）

3番	佐 藤 勲	8番	須 田 直 子
----	-------	----	---------

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	井 上 忠 夫
係長	渡 邊 喬 丈
係長	矢 端 ひろみ
係長	矢 島 賢 一
主任主事	津久井 亮 太
主事	森 田 千 理
主事補	茂 木 開 斗

6 職務のため出席した農政課職員

主任主事	門 脇 隆
------	-------

7 議事日程及び付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
- 日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について
- 日程第3 議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第6号 農地法関係公売農地の買受適格証明願について
- 日程第8 議案第7号 農用地利用集積等促進計画の要請について
- 日程第9 報告第1号 農地法第3条第3項の規定による権利取得の届出受理について
- 日程第10 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第11 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について
- 日程第12 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第13 報告第5号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1時27分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（井上忠夫） 皆さん、こんにちは。時間前ですが、出席委員の皆さん、そろっておりますので、ただいまより第2回農業委員会総会を始めさせていただきます。

まず初めに、会長よりご挨拶をいただきます。

お願いします。

○会長（今井 隆） （挨拶）

○事務局長 ありがとうございました。

では、この後の議事進行につきましては、今井会長にお願いしたいと思います。

お願いします。

○会長 それでは、ただいまから第2回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、8番の須田直子委員並びに3番、佐藤勲委員から欠席、連絡がございました。そういうことで、本日の出席委員は、全員25名のところ23名であり、過半数を超えております。総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わりました。続いて、議事録署名委員の指名並びに書記の任命に入ります。

そうすれば、議事録署名委員を私のほうから指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 分かりました。それでは、議席番号1番、清水静枝委員並びに25番、金井政明委員の両名を指名いたします。また、書記の任命については、事務局の矢端係長を任命いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事進行に入ります。

発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言をお願いいたします。

議案第1号に移ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初の許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は太陽光発電設備設置用地でございまして、令和8年3月23日許可、高農委指令第1509号でございました。取消しの理由につきましては、譲渡人の都合により設置計画を取りやめたためとのことでございます。

以上、農地法の規定による許可取消願は1件でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○会長 取消願、1件の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんより質疑をお受けしたいと思います。

何か質問等ございましたらお願いします。

別になさそうなので、これ承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続きまして、議案第2号に入ります。

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は貸家住宅でございまして、平成6年2月21日許可、群馬県指令西農第2868号でございました。変更の理由につきましては、建築計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございます。なお、関連案件といたしまして、計画変更後の5条許可申請、議案書20ページ、議案第5号ナンバー29が提出されております。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は作業場及び駐車場用地でございまして、昭和61年4月17日許可、群馬県指令西農第236号でございました。変更の理由につきましては、利用計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございます。なお、関連案件といたしまして、計画変更後の5条許可申請、議案書22ページ、議案第5号ナンバー43が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は2件でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○会長 2件の説明がありました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等ございましたら、よろしくお願いします。

この間、事前協議ではいろいろ質問も出ましたが、これといって皆さんのほうから質問等なければ承認しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

それでは、引き続いて、議案第3号に入ります。

農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1については新規就農案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1について、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は贈与、新規就農に当たり申請地を親族より譲り受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、詳細な営農計画につきましては、農業振興担当より説明させていただきます。

○事務局 それでは、事前にお配りさせていただいた高崎市農業委員会新規就農者リストを御覧ください。

リストのナンバー1、営農類型は露地野菜で、上大類町にて農地約7アールを贈与にて取得し、農作業を開始します。譲受人につきましては、令和8年7月13日に就農相談会を実施し、農業委員会からは信澤健治元農業委員、福田利恵推進委員が出席し、譲受人から提出された農作業計画書を基に質疑応答等を行い、継続的に農作業が行えるかなどの確認を行いました。

2ページを御覧ください。まず、1の就農の動機です。父の体調悪化に伴い、昨年から引き継いだ代々の農地を守り、今後も荒廃させることなく、適切に維持管理、耕作を継続していくため、新規就農を志しました。

次に、2の将来の農業経営の構想ですが、父が残した作付計画や記録管理の活用と親類の農業従事者による指導の下、年間を通した野菜栽培を行います。収穫した農産物は自家消費や親戚、知人等への提供に充て、当面の間、販売は行いませんが、継続的な耕作によって農地の維持管理に努めます。

3の職歴及び農業経験ですが、会社員として勤務しながら父から引き継いだ農地の耕作に約1年間従事しており、所有する農機具や周囲からの指導、動画やAI等活用して今後も継続的かつ適切な農地管理等、栽培方法の改善に取り組んでいきます。

続きまして、2ページの農作業計画書です。作目は、ジャガイモ、サツマイモ、ナガネギ、タマネギです。本年、夏から耕作し、自家消費を軸としつつ、親類や勤め先への分配に充てます。

3ページは位置図です。太線で囲んだ箇所が今回取得する農地となります。

農作業計画書等については以上となります。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」1ページのとおりに、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局の説明が終わりました。

続きまして、就農相談会の報告を引き続き、事務局ですか、これは。

○事務局 はい。

○会長 お願いします。

○事務局 農地法第3条許可申請審議ナンバー1について、過日行われました相談会での信澤健治元農業委員との質疑応答についてご報告いたします。

質問1 農作業は、土日祝日に集中して行うとのことですが、平日は行わないのですか。

回答 平日の日中は会社に勤務していますが、朝夕の時間を利用して農地の見回りや病害虫の防除など小まめに行っています。

質問2 近隣に技術指導を仰げる農業者はいますか。

回答 近隣で親戚の農業者が多く耕作しており、現在も技術面での指導を受けています。また、トラクター等の機械類を所有している親戚も多いため、必要に応じて機械作業の相談や協力をお願いしようと考えています。

質問3 現在の職を退職後、専業での農業従事は考えていますか。

回答 退職後は、専業として通年での農業従事を考えています。十分な作業時間を確保し、高品質な農産物の生産、販売を目標として取り組んでいきたいです。

以上のような質疑応答がありました。また、信澤元委員から農作業計画についても適切であり、農地取得後も継続的な農作業が見込まれるとのご意見をいただきましたことを申し添えさせていただきます。

○会長 ご苦労さま。相談会に立ち会った、信澤さん、退任されたということで、今回事務局の報告でしたけれども。今回そういう事例ですけれども、これから皆さん、委員さんが相談会出席してもらおうと思うのですけれども、出席した人からこれからは報告ということでなりますけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問をお受けしたいと思います。

先日も事前協議で、このぐらい家庭菜園ぐらいでも新規就農ですかなんて、そんな質問も出たのですけれども、農地取得するには以前は下限面積というのがありまして、30アールだったっけ……

○20番西山委員 40。

○会長 40だったっけ。40か。30……40だったね。40アール農地持っていないと農地取得できなかったのです。それが、今誰でも農地が取得できるということで。そんなこと言っていれば、耕作放棄地がどんどん増えますから。そういういい面も兼ねて、誰でも農地を活用し、新規就農という今そういう流れになってきました。

それでは、皆さんから質問を受けます。

○12番山田委員 はい。

○会長 山田委員から今質問で。はい。

○12番山田委員 12番の山田です。質問ではないのですけれども、事前協議のときに、この新規就農の呼び方というのが何かちょっといろいろあったのですけれども、その件に関して1,000平米、10アール以下の物件に関しては、何か違う呼び方のほうがいいのではないのかなとは気がちょっとしたのです。多分、国のほうの基準というの、その農業するのには年間で何百日以上とか、収入が幾ら以上というのがあると思うのですけれども、1,000平米以下でしたら、例えば新規農園開設とか、あるいは新規園芸場開設とか、そんなのがちょっといいかなと思って、ちょっとその辺の発言だけのですけれども。

以上です。

○会長 今、山田委員から、そういう、こういうふうにしたほうがいいのでは。ちょっと呼び方が、本当に大規模で農業やるような、ちょっと名前ではないのかという、そんなお考えもあるのでしょうか。そうして、どうだろう、事務局、これは新規就農というのは、こういう少ない面積でも全国的というか、この名前は。

○事務局 お調べ、あの後、事前協議の後、ちょっと事務局のほうで他市町村、他市町村というか、県内の他市町村に確認したのですけれども、みんなそんな意識していないそうです。

○会長 意識。こういう呼び方、ほとんど。

○事務局 特にないみたいなので。分けて販売農家とそうではない。当然そうでない、販売していないような農家の人の許可も当然取る必要、認めるので、認めているということなので。特に、その辺この画期的な呼び方は、ちょっと聞き取れなかったのですけれども。

○会長 本格的に農業やっている人から見れば、これ就農者かいなんて、ちょっと思う節もあるので、名前からしてね。何かいい呼び方があれば、それで県や国のほうへ話しして、ちょっと呼び方、こういうふうにしたほうがいいのではないですかという話も出してもいいのですけれども。どうでしょう、今の山田委員からお話出された件に関してどう思いますか。

なければ、また、県のほうといろいろちょっと話ししてみて、いい呼び方とか、そういうので、係長、また、その常設のときにでも上げるかな。

○事務局 はい。

○25番金井委員 事務局のほうで何か検討という話ししていましたよね。

○事務局長 しています。ただ、いまいち。何か今法律的に農水省の統計データなどで使われているのが自給的農家というような形で、経営規模が小さい農家を呼んでいるようです。何か、その自給的というような、「的」というような言葉を使うのが適当なのかどうかというのと、あとは「自給耕作者」という呼び名もあるのかなという部分で。まだ、ただ、しっくりきたのがないものですから、もう少し検討させていただければなということっております。

以上です。

○会長 どうしても、新規就農者って、そうに聞くと本格的に農業やるんだなって、誰しもそういうふうにあると思うので、これちょっと課題かなと思うので、また常設、県のほうでも、また國井会長さんが、全国の会長さん、始終行き会っているの、ちょっと相談したいと思います。

そういうことで、ほかになれば、許可するのですけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することといたします。

それでは、続いて一括審議に移りたいと思います。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は遺贈、亡き所有者の遺言に従い申請地を譲り受けたいという申請でございます。

4番 契約内容は遺贈、亡き所有者の遺言に従い申請地を譲り受けたいという申請でございます。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は贈与、以前より耕作している申請地を兄より譲り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は贈与、所有農地に隣接する申請地を妹より譲り受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は贈与、申請地を父より譲り受けて引き続き耕作したいという同一世帯の申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件は10件でございます。なお、この10件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しないため許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ただいまナンバー2から11まで説明がございました。

それでは、この件に関して皆さんから質問等ございましたら、よろしくお願いします。

それでは、審議に入ります。

この7番、認定農業者へ中間管理のほうであれか。何年の契約でしたかね、これ。

○事務局 令和12年の11月までです。

○会長 令和12年。

○事務局 なので5年間。令和7年から5年間。

○会長 はい、分かりました。

どうでしょう、皆さん、何か質問ございますでしょうか。

なければ、許可としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、続きまして、議案の第4号に入ります。

それでは、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1については、事前調査案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 まず初めに、議案書の訂正をお願いします。申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日を令和18年8月23日から令和9年8月23日に訂正をお願いいたします。こちらは、先日の南部の事前協議にて苗場の状況が芳しくなかったため、今後の営農状況にて更新期間の判断をしたらどうかという意見をいただきました。それを受けて申請人にその旨を伝えましたところ、転用期間を1年に訂正し、審議していただきたいとの回答をいただきましたので、期間を変更させていただくことになりました。

営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用でございますので、設定期間が定められておりまして、令和8年8月24日から令和9年8月23日までの1年間の申請でございます。なお、当該地は令和2年に初回申請を行い、令和5年の3年間の更新を得て、今回2回目の更新申請となります。

それでは、別添の農地法第4条許可申請ナンバー1審議資料を御覧ください。

1枚目は位置図でございます。図面に記された斜線部分が申請地でございます。

1枚おめくりいただきまして、2枚目は案内図でございます。支所から東に約1キロメートルの場所に位置しております。

3枚目が公図の写しでございます。図面中央の筆が申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、北側は公道、西側は水路、それ以外は田に接しております。周囲は、東側に向けて農振農用地の広がりがある農地でして、申請地につきましても農振農用地でございます。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が太陽光パネルの配置図でございます。既にパネルは設置されており、パネルの枚数は228枚でございます。当初はパネル1枚につき下部農地にサカキを1本定植する計画で始まりましたが、現在は枯れてしまっている箇所もあり、事務局で現地を確認した様子だと、現在のサカキの植栽の本数は当初計画の半数程度と思われます。

5枚目がパネルの立面図でございます。営農型発電用のパネルになりますので、地上高が約1.9メートル、最大で2.7メートルの高さになります。

1枚おめくりいただきまして、6枚目は申請時点の申請地の営農状況の写真となっております。参考までに御覧ください。

7枚目以降が営農計画書になりまして、営農型発電設備の下部の農地面積1,179平米でサカキを栽培する計画でございます。

営農者の属性は、イの認定農業者になりまして、申請可能な許可期間は最長で10年間でございます。

営農者の農作業経験につきましては、農作業歴は30年で、そのうちサカキにつきましては10年の作業歴がございます。

1枚おめくりいただきまして、栽培計画でございますが、下部の農地に作付している作物はサカキでございます。今回も同様の内容でございます。

次のページを御覧ください。営農に必要な農作業の期間でございますが、既に植え付けしておりますので、7年目以降が今後の作業計画となります。今季は、少量ながら収穫が可能なレベルまで育成が進んだとのことですが、ここで収穫すると今後の成長に影響を及ぼす可能性があるとのことです。サンプル出荷を行うレベルには達しているため、来季は試験販売を行い、商品性を確認した上で出荷の可否を判断するとのことです。

1枚おめくりいただきまして、利用する農業機械ですが、大型の機械類の使用は必要なく、記載はございませんが、除草管理の際、刈払い機を使用しているとのことでございます。

農作業に従事する者につきましては、常時従事者1名、必要時に1名を追加予定と伺っております。

下部の農地の単収につきましては、記載のとおりでございます。他市の栽培実績を基に見込みを算出しており、許可要件である8割を目指すものでございます。収量につきましては、提出された実績報告では地域の平均的な収量の8割を超える収穫は実現できていない状況でございます。

なお、知見を有する者からの意見として、商品として出荷ができるまでには定植から5年から7年はかかるとの意見がございました。

1枚おめくりください。こちらは、下部の農地における収支の見込みでございます。参考までに御覧ください。

さらに1枚おめくりいただきまして、営農への影響の見込みとして、生育に適した日照量の確保でございますが、サカキは半陰性植物であり、他市の事例に基づき遮光率は50%以下としていることから植物の生育には支障がなく、太陽光パネルの下部には適していると思われます。

効率的な農作業の実施につきましても、記載のとおり、作業を効率的に行う上で必要となる空間を十分に確保している状況でございます。

次のページを御覧ください。必要な知見を有する者の意見書でございますが、2の所見を御覧ください。サカキは半陰性の植物であり、遮光率が50から60%であれば通常の日照と差がない生産性を確保できると思われるとのことでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○会長 ただいま事務局の説明がございました。

続きまして、調査報告になります。今回は、第1班の調査でございますので、調査班長の福田敬一委員から報告をお願いします。

○19番福田委員 それでは、報告いたします。7月の30日の日に現地のほうを視察しました。事前調査報告第1班班長、福田敬一。農地法第4条許可申請審議ナンバー1について申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は営農者1名の出席でした。

まず、質問1 現場でのサカキの生育状況について、どう考えていますか。

回答 枯れている箇所が多いが、原因が分からないため、まだ本格的に植え直しはしていません。今後対応していきたいと考えています。

質問2 サカキの周りに敷いてある防草シートは透水性がなく、また、二重に敷いている箇所がありました。これが原因で生育不良が起きているのではないですか。

回答 当初の拠点である千葉県で同じような敷き方をしているので、当該農地でも同様の対応をしています。問題ない農地もあるので、生育不良の原因までは正直分かりません。

質問3 営農の管理体制について問題があったのではないですか。営農者の拠点が千葉県にあるようですが、誰が管理しているのですか。

回答 群馬県内の協力会社が日常の管理をしてくれているが、任せっきりになっていたため十分な管理ができていませんでした。今後は、当社のほうでも対応するよう努めます。

質問4 収量8割の要件も満たしていないし、ここから営農状況が急激によくなる見込みもないというのが現地を視察した感想です。作物の変更等は考えていないのですか。

回答 正直申し上げて、作物をサカキから変更したいと考えています。初回、申請時の6年前は

サカキの売買単価は十分な金額であったが、現時点では単価が著しく下落しており、事業として不
適当であると感じています。当初の拠点である千葉県の農地も同様の状況であるので、千葉県の農
業委員会に作物変更の相談をしたが、営農型太陽光の作物の変更は簡単には認められないと言われ
ています。仮に作物の変更が可能であれば、ブドウやレモンなどへ変更をしたいです。

質問5 事務局に対して質問だが、作物の変更は可能なのか。

回答 今回のケースではあくまでも、サカキの栽培を前提とし、適切な管理と収量の8割要件を
満たすことを目指してください。作物変更を検討するに当たり、パネル下の一部において試験的な
栽培を希望される場合等につきましては、必ず事前に事務局までご相談ください。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 今、調査班長から聞き取り調査の報告がございました。これから審議に入るわけですが
も、この間、南部の事前協議でもいろいろ意見が出ました。そういうことで、大体許可の。先ほど
事務局が令和9年の8月ということで前もって皆さんにお話ししたのですが、調査班長がよく
知っているの、この間の事前協議の、その話しながら決めていただきたいと思います。

それでは、質問をお受けします。

それで、これ見ると知見を有する者というところなのだけれども、この知見者が、代表取締役兼
務ということになっているんだよ、これね。

○19番福田委員 そうだね。

○会長 はい。そういう知見者がいて、まして自分の代表取締役やっているわけなのです。いや、駄
目だよ、これ知見者、ちっとも知見者の役目していない。そういうことで、ちょっと私もこれ見て
びっくりしたのですけれども。

それでは、皆さん、質問。何でもいいですから質問してください。意見出してください。

○18番加藤委員 18番、加藤なのですが、この件は令和2年から始まっている申請。最初に令和2年。

○事務局 そうですね、はい。令和2年に初回の。

○18番加藤委員 今、それで6年経過しているわけですね。

○事務局 はい。

○18番加藤委員 今回申請して、期間を1年にしたのは事前協議でそんなになってしまうのですか。

○事務局 委員さんから1年にして様子を見たほうがいいのではないかという意見が多数出まして。

○18番加藤委員 作物がサカキなら来年も見込みないですよ、売上げというのは。そんな簡単にサ
カキがでかくなってどんどん売れるわけではないと思うのね。そうすると、これ来年また事前協議
のケースになってしまう。

○事務局 そうですね、もし1年で許可ということになりましたら、また来年も同様に現地を確認し
てというふうには。

○18番加藤委員 だから、その繰り返しをどこまで続けるかというのは非常に問題だと思うのです。

だから、こういう事案が出て、長らく、もう何年か経過してきて、期間が、駄目なので2年にしようとか、1年にしようとかということで今まで検討したと思うのですけれども、どんどん事前調査物件が増えるだけですよね。

○事務局 そうですね、おっしゃるとおりだと思います。

○18番加藤委員 その辺はやっぱり考えなくてはいけないのかなと。では、それ施設をどうこういうことは簡単に言えないですけれども。でも、これやっぱり自分たちの農業委員会のほうも自分たちの首絞めているものですよ。これは大きな課題だと思いますので、その辺、またご検討願えればと思います。

○事務局 そうですね。今事務局のほうでも、やはり1年更新という案件が増えてきていて、恐らく今市内で10件ぐらいあるのかなというところで、加藤委員さんがおっしゃられたとおり、それを毎年繰り返していくというのも、適当な対応、指導では、ないのかなというふうに思っているところではあります。営農型の太陽光のその指導のタイミングというのが、その更新のタイミングだけではなくて、毎年2月に実績報告というのをを出していただいているのですけれども、それを確認して収量が8割に満たしていないところは指導に入れるというような国の基準にはなっておりまして、そういったところの基準にものとりながら、例えばその許可の年数自体は複数年出したとしても、そういう適切に毎年毎年指導が入るようには対応していくですとか、そういったところで今後検討できればなというふうには考えているところではあるのですけれども。また、具体的なそのやり方ですとか、そういった方向性については委員の皆様にもご相談できればかなと思いますので。一応確かに、その1年更新の案件が増えているというところでは事務局としても憂慮しているところではあります。

○会長 今、加藤委員からそういう質問で話が出たのですけれども、昨日の県のほうにも意見提出のところで、そのようなことも盛り込んだのです。今、国で営農型太陽光発電に係る制度改正ということで言われているのですけれども、8月からはいろいろ変わるとかって言っていましたよね、たしか。そんな話があるので、この制度改正、どういうふうになるのだから。これ農業委員会から再審査をする際に、適切な判断ができる仕組みを盛り込んでもらいたいということで、県のほうにも要請したので、また、国のほうにもお話ししてくださいということでお願いしたわけなのです。本当にこういう事例が多いので、なかなか判断するのも難しく。きちんとやる人はやるのですよ、やらない人は幾ら言ってもなかなかやらない。発電ありきで。それでは困るので、きちんとした営農型発電でやってもらわないと、今度、本当に我々が審議で大ごとするだけです。本当にね。本人がよく言うこと聞いて、「はい、分かりました」って、そのようにすればいいのだけれども。いつになっても同じことの繰り返しなので、本当に困るのですけれども。

ほかに意見があればお願いします。

それで、先ほど事務局のほうで1年ということで更新期間、お話がございましたけれども、ここ

で最終的にどのぐらいの期間がいいか決定していただきたいと思います。

○22番松本委員 22番、松本です。これ実際に、もし許可をしないということになった場合というのは、どういう感じになるのですか。

○事務局 許可をしないということになりましたら、相手方のほうに通知して、最終的には、そのパネルを撤去していただいて、原状回復をしていただくということになりまして、パネルを撤去して通常の農地に戻していただくというようなことには最終的にはなります。

○会長 それが国のほうで何件か出たのだけ、それが。

○事務局 全国的に見れば、本当に悪質なところもあるかなと思いますので、そういうふうに原状回復命令というのが出て、実際パネルを撤去したという事例は全国的に見ればあるのかなと思うのですけれども。高崎市内、県内とかではまだなくて。今回の件等につきましては、悪質性というよりは、実際、管理が不十分というようなところもあるので、今の段階では1年ちょっと猶与を与えてといいますか、更新期間を設けて、その改善状況を見ていってはどうですかというようなご意見を事前協議でいただいたというような形です。

○会長 それで、この知見者がこれ同じあれだから。駄目なのだよ、これ。

○事務局 そうですね。知見を有する者が同じ会社の代表になっているというのが。もともとは違ったのですけれども、令和8年。もともとは別の方、聞き取り調査に来てくださった方がもともと代表者だったのですけれども……

○会長 それが取締役に。

○事務局 それがどういう経緯か分からないですけれども、その代表者が交代になって、その知見を有する者という方が、なぜかこの法人の代表者になったというのが令和8年の初めくらいにそうになったという……

○会長 令和8年か。

○事務局 その経緯は分からないのですが。一応確認はしたところ、一般的に見ると身内というところで、その公平性ですとか中立性というところが損なわれるのかなというふうには思われるのですけれども、基準的にはちゃんとした、そういうその知見を有する者ということで研究データだったり、栽培実績データですとか、そういった実績のある者であれば、身内だから駄目というような規定はなくてというようなところで。一旦、今回はこういった形の意見書というので上がってきております。

○会長 多分この知見者も現地見ていないのだろうな。

○事務局 恐らく。

○会長 恐らく見ていないと思う。

○事務局 はい。もともとそういう何か研究者、大学とかでも研究していて、一般企業でも農薬とかの研究をしている中で……

○会長 農薬のね。

○事務局 そうですね。そのサカキの栽培もしていたのでというところで、確かにそういった知識的な部分はある方なのだと思うのですが、実際、現場の耕作ですとか、そういったところまでは、どこまでそういう意見が、こう求められる方なのかなというのはちょっと分かりかねるところではあります。

○会長 やっぱ現場を見て土壌を見たり、湿度はどうかなというのをよく観察してしなければ、なかなかこういう結果になると思うのです。

ほかにご意見がなければ。

○19番福田委員 ちょっといいですか。

○会長 班長。

○19番福田委員 ちょっと事務局にお尋ねしたいのですが、この案件は令和2年に一番最初、許可の申請をしてきたわけですね。

○事務局 はい。

○19番福田委員 それで、許可するのには基準というのがあるよね。

○事務局 はい。

○19番福田委員 これは農地法の30条にはっきり書いてあるけれども、具体的には80%の収量を上げることが一番基準。この80%というのは周辺の自治体の中での収量の平均値の80%という数字が来ているわけですね。それをクリアしてくださいよと。それで3年毎に、今回2回目の申請だけでも、80%の、明らかにもうサカキの本数が半分ぐらいなのだから、植え直し今年やって、来年の今頃にまた2回目のあれになるわけだけでも、80%クリアするというのは絶対無理だと思うの。これは、もうはっきり言って先が見えている話。で、そこで、今、会長のほうからも出た話で、今回この1年になったという理由づけと、それから、確かに行政とすると論議をそのものの農業振興ということを考えると、非常に、1年で、許可をしないよというのは難しいところだ。だけれども、今後の農業委員会の運営として、加藤さんのほうからもあったとおり、どういう形で運営していったらいいのか、していくべきなのか、この辺が非常に難しいところだけれども。今回この案件について、どういうふうな文書で出すのですか。

○事務局 事務局のほうからですか。

○19番福田委員 はい。農業委員会としてだね。

○事務局 もし、今回その将来的な部分ですとか、今までのその耕作状況も踏まえて将来的な栽培、収量も見込めないというようなところで、通常であれば、許可が出たら、その許可書というのを送るだけなのではけれども。それでは足りない、もうちゃんと指導が必要ということであれば、文書指導という形で書面を出して、その内容についてはちょっと検討はさせていただく必要はあるかと思うのですが、基準とすれば収量の8割が満たせていないし、満たせる見込みも少ないので、

その辺りは改善を図るようにしてくださいというようなのが法令に基づいた基準としては、そういった指導になるのかなと思うのですけれども。

○会長職務代理者（西山康雄） 事務局、専決。

○事務局 総会には諮らないのですけれども、事務局の中で決裁を起こして、一応、会長決裁のような形にはなります。今、文書指導を出しているところが市内で1件ありまして、それが来月の更新で上がってくるブルーベリーの苗木をやっているところなのですけれども。それは、皆さん毎年、ここ何年か毎年行っていたいでいるので。

○会長 あれだけ厳しく言っているのにな。

○事務局 あれかという感じで今おっしゃっていただいたところの案件なのですけれども、ちょうどそれが来月更新迎えるので、そのときも一応1年許可というのにいただくまでも、いろいろご協議ご審議いただいて、文書指導を出した上でというので1年許可をいただいたものになるので、そういったところの経緯の説明も含めて来月更新の協議、審議をお諮りさせていただく予定ではあるのですけれども。

先ほども申し上げたとおり、その1年更新でずっとなあなあでといいますか、1年更新繰り返して、ただ様子を見るだけではやはり改善がなかなか見られないというところもあるので、やっぱり文書指導によって期限を区切って、いついつまでに改善してくださいというような形で指導を行っていくのは有効な指導方法なのかなというふうには感じているところではあります。

○会長 そういうことで、来月また出るそうです。2班の皆さん、よろしくお願いします。

○25番金井委員 ちょっといいですか。

○会長 はい、金井委員。

○25番金井委員 25番の金井ですけれども、文書指導が最後に一応あるという話ですけれども。では、文書指導して、やっても、そのとおりに出来なかった場合、どうするのですか。勧告やって駄目ならば取消し。そういう手続が取りあえず、一応もうあるということですか。そのとおりやっているということですか。

○事務局長 そうです。あくまでも行政手続に対する取消しになりますので、それなりの手順を踏まないといけません。

○25番金井委員 今は、だから、何十件も取りあえず保留ってなっているやついっぱいあるではないですか。今。

○事務局長 保留というか、1年更新。

○25番金井委員 1年更新というのが。

○事務局長 はい。

○25番金井委員 それも、みんな全部、だから、そういうふうに絡んでくることになるわけですね。

○事務局長 そうです。ただ、それで指導ができるのは許可期間の間なのです。許可期間を過ぎたも

のは指導ができなくて、もういきなり取消しになってしまうのです。

○25番金井委員 取消しになってしまう。

○事務局長 はい。

○25番金井委員 取消しできるのですかね、実際に。

○事務局長 やろうと思えば。

○25番金井委員 今、高崎は取消しの案件がないですよ、まだ。

○事務局長 ない。結局、それは農業委員会からの総会で決めていただいてやるのだったという形ですよ。

○25番金井委員 この先、だから、取消しやる場合も出てくるということですよ。

○事務局長 そうです。取消しに向けて指導していけというようなご指示があれば、私ども、その文書指導から始まって、是正勧告、聴聞会とか、行政手続の不服申立てとかという部分がありますから、それが1年、2年で済むかどうかという話ですよ。相手も、多分弁護士が出てくるでしょうから。まずは聴聞会をしてから、今度は不服申立てがどうなるか。その後、裁判という形になる可能性がありますので、最終的に裁判もせずに向こうが私どもの勧告を受け入れれば、原状回復しろといったような形になりますけれども、裁判でどのような判決になるかというのによっても、また変わってくるという形になります。

○25番金井委員 農業委員会も、裁判まで一応考えてやっているということですね。

○事務局長 そうです。あくまで、やらないとという形なので。

○25番金井委員 まだ、裁判の例というのはまだないですよ。

○事務局長 農業委員、高崎の農業委員……

○事務局 高崎ではないです。そうですね。

○25番金井委員 何か、皆さんも、取りあえず、では、裁判をやるということで、では、意見をみんな言ってもらおうということでいいのです。

○事務局長 裁判をやるのではなくて、取消し命令を出す出さないという。

○25番金井委員 そこまで、最後に行く可能性があるということですよ。

○事務局長 はい。

○会長職務代理者（西山康雄） ただ、今の状態だと、1年が出たら、もう、さっき加藤さんが言ったように、もう最後通告と同じだよ。それで、また次に1年って言えば、だらだら、だらだら長く行くわけじゃない。だから、先ほど事務局が言ったように、文書で一応指導をして、それで来年の結果を見れば、もうサッカーで言えばレッドカードだとか、そういうのを出していく方向にいかないと……

○18番加藤委員 だから、現実的にレッドカードを出せないと思うのです。今の現状では。だから、承認したものについては、最低限1年というのはイエローカードですよ。

○会長職務代理者（西山康雄） はい。そう。

○18番加藤委員 1年、1年だから。ただ、これを、事務局とすればやるしかないでしょう。ただ、先ほど話に出ているように、何らかの文書とか、そういういろんなものは出して行って、やはり対応してもらいたい。また、来年この件だって、来年、事前調査になるわけでしょう。それで、また同じことの繰り返しですよ、現実問題は。現実的には。

だから、そのレッドカードをどこで出すかというのは非常に難しいと思いますよ。だから、今の段階では1年の、短期のものを承認していくということしかできないでしょう。現実問題。

○事務局 そうですね。今までも、そういった形で来ていまして、様子を見てという流れではあったのですが、それでもやはり改善がなかなか見られないところも出てきているのが現状なので、1年更新をずっと続けていくわけにもいかないので、どこかのタイミングでやはり文書指導から。その文書指導にも従わなければ、先ほど申し上げたとおり、次のステップで勧告というふうになってきまして、勧告まで行くと経済産業省のほうに、その案件の連絡を入れることになっていまして、売電がストップするというような国の制度になっているので、そこまでして改善が図られればいいかなとは思いますが、それでも図られなければ、最終的にはパネルの撤去というようなところで原状回復命令を出していくというような段階的な流れにはなってきます。なので、1回文書指導をするにしたらところで期限を区切って、いつまでに改善してくださいというような指導にはなるので、その改善期間の間に改善が図られなければ、次のステップに行くというような流れにはなってくるかなと思います。

○17番石川委員 すみません。17番、石川です。今回についても、実際に管理されているのが群馬県内の協力会社が管理しているということですが、

○事務局 はい。

○17番石川委員 その方自体にはコンタクトというか、連絡とか、こちらからは取れる状態にはなっているのですか。

○事務局 事務局からは取っていないです。

○17番石川委員 では、どこの誰かさんも分からないですね。

○事務局 直接的には、はい。

○17番石川委員 結局この人がしっかり管理していないから、こういうことになっているわけですね。

○事務局 そうですね。

○17番石川委員 そこを改めない限り、同じように1年更新、1年更新になるわけなので。例えば、この管理会社のその方ではなくて、もっと別の方、もっと知識のある方、そういう方をしっかりとつけてくれとか、そのような形で。その一番大本のところ、そこを改善できるような体制をこちらからもいろいろ指導してもらってしか改善の余地がないような気がしますので、その辺のところも、

うまく連絡密に取ってもらえることを思っております。

以上です。

○会長 その管理している方があれかな、会社のほうに逐一報告、今こういう状況ですよとか、そういう細かいあれしていないのかな。

○事務局長 今回も、聞き取りのときに代理人が言っていましたけれども、任せっきりになっていた部分があるので、少しは代理人のほう、代理人というか、営農の登録している業者のほうも、何とか手を入れていきたいみたいなことは言っていましたので。ただ、言っていただけなので、今後どうなるかという部分があります。

○24番設楽委員 社長に直接言うわけにいかないのですか。代表者の、知見者の方。責任の重さを社長が感じていなければ全然駄目、改善しないですよ。代表なのだから、知見者なのだから、社長に来てもらうとか。

○事務局長 結局、指導としては、通知出せばいいんだ、社長なり。

○事務局 そうですね。文書なりで指導するとなれば、その相手先はこちらの法人ということになってきますので。

○24番設楽委員 社長の携帯番号ありますよね。連絡先。

○事務局長 はい。手順としては、そしたら文書通知。弁護士さんのほうでやって、通知で出す。

○事務局 そうですね。

○会長 今回、委員さんから厳しい意見が随分出たのでということで、ちょっと報告してもらって。

○4番寺崎委員 では、最後いいですか。

○会長 はい。

○4番寺崎委員 議席ナンバー4番の寺崎です。これで多分苗木を新しく植えるかと思うのですけれども、売電収入が、多分これ見ると大体200万あるから、苗木も1年生苗ではなくて、苗木も何年生苗というのが結構あると思うのです。今から最初に植えたのに追いつくには、せめて5年生苗とか、金にかかるけれども、売電の値段もあるのだから5年生苗とか、苗のでかいやつを用意していただいて、8割を目指すという、そのぐらいの姿勢をしてほしいということも、事務局からのほうで伝えていただければと思います。よろしくお願いします。

○事務局 はい、承知しました。

では、今回は、文書指導もした上での1年許可ということでよろしいでしょうか。

○10番野尻委員 ごめんなさい。1点だけ、ごめんなさい。10番の野尻です。すみません。今ちょっと確認していたのですけれども、売電だけでも、多分1,000万ぐらいは販売しているのです。

○会長 今まで。

○10番野尻委員 ええ。

○会長職務代理者（西山康雄） そうそう、そう。

○10番野尻委員　ですよね。

○会長　はい。

○10番野尻委員　もし、もしですよ、これ撤去するとなったら幾らぐらいかかる。

○事務局長　全く想像がつかない。

○10番野尻委員　もう全然ペイできますよね。取消しになったとしても、それは全然ペイできると思う数字だと思うのです。使い込んでない限り。そこがちょっと気になった点と、もう一点が、すみません、この経営者、経営者の方、多分ほかにも同じような形でやっていますよね、きっと。ほかの地域において、この状態、同じような状態になっているのかどうか。それって調べました。

○事務局　こちらの耕作者が、市内でもほかの営農型太陽光の耕作をしている部分がありまして、同様にサカキなのですけれども。

○10番野尻委員　市内ではなくて。ほかの県とか。

○事務局　県内まではちょっと確認は取れていないのですけれども。

○事務局長　ただ、千葉県でもサカキはいまいち。

○10番野尻委員　いまいちということで。もしかすると、同じ状態になっているはずなのです。そういった場合って、多分同じように農業委員会で問題になっているはずなのですよね。そういったところのコンタクトってできます。

○事務局長　議事録、まずは議事録の照会が、公開はされているはずなので議事録の確認をします。また、どこの地区なのかが分かれば、その農業委員会に問い合わせてみます。ただ、この前ヒントとして、県の農業会議というような言い方をしていたのです。だから、都市で持っているような農業委員会ではなくてというところもあるので、そこら辺はちょっと県のほうに確認をしてみたいです。

○10番野尻委員　では、そこまでちょっとまだ把握はできていないということですね。

○事務局長　はい。

○10番野尻委員　分かりました。すみません。

○会長　では、皆さんからいろいろ質問出たけれども、この辺で決めなくてはならないので、時間ばっかりどんどんと行くので。

　　そうすれば、先日、事前協議会で取りあえず更新1年で様子を見ようということが、皆さん、そういう意見が多かったのですけれども。それでは、1年ということではよろしいでしょうか。

○全員　異議なし。

○会長　あんまり納得していないようだけれども。

○25番金井委員　だから、文書出せばいい。多少、だから、ある程度その状況等も踏まえて、一応強い文書で出してやらないと。ただ、許可します、1年でというのでは、まずいと思う。

○会長　それは、文書は、事務局のほうから。

○25番金井委員 文書、何か……

○会長 そうそう、そう。

では、そういうことで、1年ということで許可相当とするわけですがけれども、いいですね。

それでは、続きまして一括審議に移ります。

では、事務局、お願いします。

○事務局

2番 実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地と一体利用の計画でございます。

3番 住宅敷地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請一括案件は2件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま2件の事務局の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから何か質問等ございましたらお願いします。

なさそうですね。そうすれば、許可相当としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は使用貸借、産廃業を営んでいるが駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

2番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

3番 議案書の訂正をお願いいたします。議案書の申請の理由欄に「始末書添付」と追記をお願いいたします。事務局が現地を確認したところ、現地に物置が設置されていたため、追記をお願いいたします。

契約内容は売買、土木工事業を営んでいるが資材置場が不足しているため現在使用している資材置場に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございまして、雑種地

と一体利用の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、雑種地と一体利用の計画でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、雑種地と一体利用の計画でございます。

8番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、雑種地と一体利用の計画でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、払下げ済みの用悪水路と一体利用の計画でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、払下げ済みの用悪水路と一体利用の計画でございます。

11番 契約内容は使用貸借、住宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという分家住宅の申請でございます、宅地と一体利用の申請でございます。

12番 契約内容は賃貸借、近隣で工場の新設工事を請け負っているが申請地を借り受けて従業員用駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます、宅地と一体利用の計画でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます、転用期間は令和8年8月24日から令和11年8月23日までの3年間でございます。

13番 議案書の訂正をお願いいたします。議案書の申請の理由欄に「始末書添付」と追記をお願いいたします。事務局が現地を確認したところ、現地に物置が設置されていたためでございます。

契約内容は賃貸借、ゴム製品製造業を営んでいるが駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

14番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、土木工事業を営んでいるが資材置場及び駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場及び露天駐車場の申請でございます。

16番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は賃貸借、美容院の駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

18番 契約内容は賃貸借、新たに診療所を開業するに当たり申請地を借り受けて診療所を建築したいという診療所の申請でございます。

19番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20番 まず、議案書に追記をお願いいたします。申請の理由欄に「始末書添付」と追記をお願いいたします。事務局が現地を確認したところ、申請地の一部が砕石が敷かれていたためでございます。

契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

21番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は売買、産廃業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。なお、次のナンバー24が関連案件になります。

24番 契約内容は売買、産廃業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

25番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

26番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要の見込まれる申請地を買い受けて分譲したいという宅地分譲の申請でございます。

27番 契約内容は売買、金属加工業を営んでいるが従業員用駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

28番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

29番 契約内容は売買、現在の住まいを子供に譲るため新たに自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました計画変更申請が提出されております。また、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

30番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

31番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

32番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けてほしいという露天資材置場の申請でございます。

33番 契約内容は売買、自社で運営している店舗の来客用駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

34番 契約内容は売買、土木業を営んでいるが駐車場及び資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種住居地域及び第1種中高層住居専用地域でございます。

35番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

36番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

37番 契約内容は賃貸借、自動車販売業を営んでいるが駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

38番 契約内容は売買、養鶏業を営んでいるが事業拡大のため現在使用している鶏舎に隣接する申請地を買い受けて新たに鶏舎を建築したいという鶏舎の申請でございまして、宅地、払下げ予定の公衆用道路と一体利用の計画でございます。

39番 契約内容は交換、物置として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという物置の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございます。また、次のナンバー40が関連案件でございます。

40番 契約内容は交換、物置として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという物置の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございます。

41番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

42番 契約内容は売買、住宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございます。また、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

43番 契約内容は売買、現在の住まいが老朽化しているため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきま

した計画変更申請が提出されております。

44番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

45番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

46番 契約内容は売買、食品製造業を営んでいるが事業拡大に伴い駐車場及び資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件は46件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ご苦労さまでした。46件の申請事案の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから何か質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

この中で、先ほどナンバー30ですか、3,000平米超えているということで、農業委員会ネットワーク機構、常設審議委員会なのですけれども、そこへ、これ提出して、皆さんの、委員さんの意見を聞くわけなのですけれども、どうでしょう。議案の中で何か分からないとか、ちょっと質問等ございましたらお願いします。

なければ、そうすれば、では、ナンバー30、航空写真、皆さん見てもらったのですけれども、これは北部地区のあれで、ここは傾斜ではなくて平らだって言っていたよね。

○16番永井委員 はい。16番、永井です。

○会長 はい、話ししてくれる。

○16番永井委員 ここ、僕、子供のときにゴルフの練習場だったのです。それなのでグリーンが幾つかあったところなので、傾斜とか段差とか、そういったのはほぼないです。

○会長 では、大雨が降っても急な濁流とか、そういう心配はない。

○16番永井委員 大丈夫です。

○会長 大丈夫。

○16番永井委員 はい。

○会長 それで人家は。

○16番永井委員 民家はありますけれども……

○会長 そっちへ流れて……

○16番永井委員 行くことはない。

○会長 濁流で行くって心配ないね。

○16番永井委員 行くことはないです。はい。

○会長 人災でもあれば困るので。その点。そういう場所だったら心配ないと思うのですけれども。

そうすれば、あれか、これ意見聴取することよろしいですか。許可相当として。この30番、いいですね。

○全員 異議なし。

○会長 では、それ以外のものに対してどうですか。許可相当としてもよろしいでしょうか。いいですか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、この後、ちょっと小休止入れて、最後、これ議案が終わったら、公害対策委員会も引き続いてやりますので、では、ここでちょっと休憩入れます。では、止めてください。

休 憩

再 開

○会長 再開します。

第5号が終わったから、議案第6号に移ります。

議案第6号 農地法関係公売農地の買受適格証明願について。

農地法関係公売農地の買受適格証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 農地法関係公売農地の買受適格証明願について。

1番 公売実施日時でございますが、令和8年8月26日の予定でございます。申請人は、市内で不動産業を営んでおります。取得後の目的は宅地分譲でございます。農地法第5条第1項第6号の規定による届出に基づく公売適格証明でございます。

以上、農地法関係公売農地の買受適格証明願につきましては、1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局の説明がございましたけれども、これより審議に入ります。

皆さんから、何か質問ございましたらお願いします。異議がなければ証明するのですけれども。

なさそうですね。手挙げたのではないか。そうではない。ない。

では、証明することといたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、続きまして、議案第7号に移ります。

議案第7号 農用地利用集積等促進計画の要請について。

農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構への要請をしてよいかを審議いたします。

それでは、農政課、説明をお願いします。

○農政課

議案第7号 農用地利用集積等促進計画の要請について。

農政課です。議案第7号 農用地利用集積等促進計画の要請について、ご説明させていただきます。

別紙でお配りしている冊子「農用地利用集積等促進計画（案）」とその総括表をご用意ください。今回の議案は、令和8年10月1日公告予定の農用地利用集積等促進計画となります。

お手元の資料をご覧ください、表紙を1枚おめくりください。まず、借手は9名、貸手は13名でございます。中間管理権が設定される面積は、地目、田の通年が2筆、4,152平米、地目、田の期間借地が2筆で2,218平米、地目、畑の通年が18筆で1万9,044平米、合計で22筆で、2万5,414平米となっております。そのうち使用貸借で設定された筆数は17筆で、割合としては77.3%となっております。

続いて、裏面を御覧ください。貸借期間別に見ますと10年未満の農用地についてが、田が4筆、6,370平米、畑が10筆で1万611平米となっております。10年以上15年未満の農用地については、畑が8筆で8,433平米となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積等促進計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ただいま農政課から説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。この件に関して、皆さんから質問等ございましたらお願いいたします。

これ、促進計画って出されたのですがけれども、地域計画でも60%が借手がいなくて、そういう今状況になっております。少しは農地を活用してもらいたいのですがけれども、なかなか農業者がいなくてということで、この先々その60%をどうするのかなんて本当に心配になるわけですがけれども。どうでしょう、皆さん。

なければ要請するのでありますが、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 では、そうすることといたします。

それでは、報告事項に入ります。

報告事項、第1号から第5号まで。

これ、係長ですね。お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第3条第3項の規定による権利取得の届出受理について。

1番 取得事由は相続、種類・内容は所有権、ほか31件、合計32件の3条届出につきまして書類

審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は共同住宅、用途指定区分は第1種住居地域、ほか5件、合計6件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は通路用地、用途指定区分は第1種住居地域、ほか13件、合計14件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか4件、合計5件の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理いたしました。

報告第5号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

初めに、1番につきましては、令和8年5月の総会において許可相当としていただいた案件ですが、開発許可の手の遅れにより転用許可が令和8年7月15日付で調整されましたことをご報告申し上げます。

2番以降につきましては、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。

4条申請9件、5条申請36件、合計45件につきまして他法令の確認も取れましたので、令和8年7月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 報告事項が終わりました。

続いて、その他ですけれども。事務局、ないですか。

○事務局 はい。

○会長 ない、大丈夫ね。

では、ここで総会は終了なのですけれども、引き続いて、公害対策委員会をやりますので。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、一旦第2回農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時07分 閉会